



三重県 明和町 広報紙
Public Information of Meiwa Town

広報

めいわ

No.621

2019

July

7



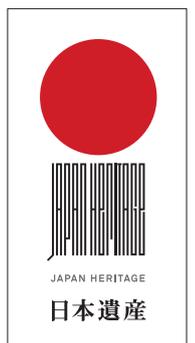
6月1日、2日に行われた第37回斎王まつりの様子【詳しくは本紙2頁をご覧ください】

今月号の主な内容

- 特集：第37回斎王まつり…………… P2
- まちの話題：(有)瀬古食品から1,000万円寄付ほか…………… P3
- お知らせ：明和町職員採用試験…………… P14
- ひと・まち・ふれあい企画：楽しい手作り教室ほか…………… P16
- 明和町行政チャンネル番組表…………… P24



明和町マスコットキャラクター
めいわ姫
©MEIWA town office.



JAPAN HERITAGE
日本遺産

第37回 齋王まつり 開催

6月1・2日の両日、第37回齋王まつり（齋王まつり実行委員会主催）が、齋宮歴史博物館やさいくう平安の杜などを会場に開催されました。

1日の前夜祭では、上園芝生広場で禊（みそぎ）の儀、齋宮歴史博物館で明和太鼓や齋王（いつき）の舞などの披露、齋王群行出演者の紹介が行われました。



齋王（いつき）の舞



齋王群行



禊（みそぎ）の儀



明和中学校吹奏楽部の演奏



たくさんの人出でにぎわった齋王市

2日には、まつりのメインとなる齋王群行が行われました。さいくう平安の杜で行われた出発式では、皇學館大学雅楽部による演舞「蘭陵王（らんりょうおう）」の披露に続いて、群行が厳かに出発しました。

今年の齋王まつりには、両日で約3万1千人の皆さんが訪れ、雅やかな王朝絵巻の再現を楽しみました。

生命の駅伝が明和町を訪問

5月30日に「第25回生命(いのち)の駅伝」が明和町役場を訪問し、町長や町民の皆さん、職員が駅伝の一行を出迎えました。

生命の駅伝は、一般の人ががん治療や予防の研究者を支援して、社会全体でがんを闘おうという活動です。5月から6月にかけて三重県全域の各市町と和歌山県の一部を訪問しました。

明和町への訪問では、町長

が「活動にご尽力いただきありがとうございます」と一行をねぎらい、駅伝の代表者が「がん検診の受診率向上と、がんの早期発見早期治療を呼びかけていきたい」と活動への意気込みを語りました。

この日は、活動を支援するために町役場に設置していた募金箱が一行に手渡され、次の訪問先へと出発するランナーの皆さんを拍手で送り出しました。



(有)瀬古食品から1000万円寄付 教育振興に役立ててと

6月6日、松阪市稲木町の有限会社瀬古食品から、町の教育振興のために町に1000万円をご寄付いただきました。

瀬古食品は、松阪牛を中心とした食肉総合卸売販売や直営レストランを営む会社で、明和町内の斎宮や山大淀地内などでも自社牧場を開設し、松阪牛の肥育を行っています。同社の瀬古清史代表取締役

社長が役場を訪れ「当社は前年に創立60周年を迎えました。明和町の牧場でもとてもお世話になっていきます」と、町長に贈呈目録を手渡ししました。

町長は「教育振興のために多額のご寄付をいただきありがとうございます。町の未来を担う子どもたちのために使っていきたい」と感謝を述べました。



町長に贈呈目録を手渡す瀬古社長 (写真右)

行政相談委員 辻 隆志さんが 総務省中部管区 行政評価局長表彰を受賞

行政相談委員の辻 隆志さんのご活躍に対し、5月23日の行政相談委員会全体会議の席上、総務省中部管区行政評価局長から表彰状が授与されました。

辻さん、日ごろの活動ありがとうございます。



祓川環境美化 推進協議会 河川功労者表彰を受賞

特定非営利活動法人祓川環境美化推進協議会(西場松男会長)が、日本河川協会から「河川功労者表彰」を受賞し、5月31日に東京都内で表彰式が行われました。

祓川環境美化推進協議会は、平成8年の設立以来、歴史ある祓川の水質調査や小学生の水生物調査を通じた川のふれあい活動、また花植

えや河畔林の倒木対策等、河川環境の保全に貢献されました。

祓川環境美化推進協議会の皆さん、日ごろの活動ありがとうございます。



表彰を受ける西場会長 (写真左)

敬老福祉大会今年度は10月20日(日)に開催

今年度の敬老福祉福祉大会は、10月20日(日)に開催します。

対象の方には、8月末頃に案内状を送付します。皆さまのご参加をお待ちしております。

※詳しくは、福祉ほけん課 地域福祉係(☎52・7116)へお問い合わせください。

国民健康保険各種手続きのお知らせ

高額療養費制度

限度額適用認定証
限度額適用・
標準負担額減額認定証

の更新手続きを お忘れなく

国民健康保険の高額療養費制度には、後日に高額療養費を申請する制度のほか、限度額適用認定証の提示によって「窓口での医療費等の支払いを、一定の限度額までとする制度」があります。

また、標準負担額減額認定証を提示すると、入院時の食事代が減額されます。一定の自己負担額は、被保険者の前年所得や、世帯の課税状況によって段階的に定められており、この制度を利用する場合は、被保険者の皆さんが事前に各認定証の交付を申請し、交付を受ける必要があります。現在、被保険者の皆さんがをお持ちの認定証の有効期限は7月31日(水)です。引き続き、認定証が必要な人や新たに交付を希望する人は、福祉ほけん課保険年金係の窓口で認定証の更新・申請手続きを

してください。

■認定証の種類

① 70歳未満の人 住民税課税世帯 Ⅱ 限度額適用認定証、住民税非課税世帯 Ⅱ 限度額適用・標準負担額減額認定証

※未納の保険税がある場合には、限度額適用認定証の交付を受けることができません。

② 70歳以上の人 現役並み所得者(課税所得690万円以上を除く) Ⅱ 限度額適用認定証、住民税非課税世帯 Ⅱ 限度額適用・標準負担額減額認定証

■申請場所 福祉ほけん課保険年金係

■申請手続きに必要なもの

国民健康保険証・印鑑・世帯主及び発行対象者の個人番号のわかるもの・窓口に来られる方の本人確認書類(運転免許証など)

※有効期限の切れた認定証は回収いたしますので持参してください。



※詳しくは、福祉ほけん課保険年金係(☎52・7116)へお問い合わせください。

国民健康保険

高齢受給者証の更新

7月下旬に新しい受給者証を

対象者あて送付

国民健康保険の被保険者の皆さんのうち、70歳以上の人を対象に交付している「高齢受給者証」の有効期限は7月31日(水)です。

対象となる人には、7月下旬に新しい高齢受給者証を送付します。

【高齢受給者証とは】

国民健康保険に加入している人は、70歳になる誕生日の翌月1日(誕生日が1日の人はその月)から、医療機関を受診する場合、前年(1月1日〜7月31日は前々年)の所得状況に応じ、医療費の負担割合が2割または3割になります。

※所得区分の判定基準についてなど、詳しくは、福祉ほけん課保険年金係(☎52・7116)へお問い合わせください。

国民健康保険税の改正について

国民健康保険税の賦課限度額および軽減判定基準について別表のとおり改正されました。

7月の本算定分から税額に反映させていただきます。なお、特別徴収(年金天引き)の人は10月分からとなります。

本算定分の納税通知書は、7月中旬に送付させていただきます。詳しくは、税務課課税係(☎52-7113)へお問い合わせください。

※賦課限度額

	改正前(30年度)	改正後(31年度)	比較
医療分	580,000円	610,000円	30,000円
後期高齢者支援金分	190,000円	190,000円	-
介護分	160,000円	160,000円	-

※軽減判定基準

被保険者数	2割軽減	5割軽減	7割軽減
1人	840,000円以下	610,000円以下	330,000円以下
2人	1,350,000円以下	890,000円以下	
3人	1,860,000円以下	1,170,000円以下	
4人	2,370,000円以下	1,450,000円以下	
5人	2,880,000円以下	1,730,000円以下	
以下1人増につき	510,000円加算	280,000円加算	同上(加算なし)

上記に該当する世帯については、均等割額及び平等割額のそれぞれの割合分が減額されます。

●判定の対象となる所得

※その年の初めに65歳以上となっている人の公的年金所得からは15万円を差し引いた額で判定します。(15万円に満たない場合はその額を差し引きます。)

※土地・家屋などの譲渡所得については、特別控除額を差し引く前の金額で判定します。

※事業所得については、専従者控除額を差し引く前の金額で判定します。(この場合、専従者本人の所得とは扱いません。)

お知らせ

広報めいわ 令和元年(2019年) 7月号

住民税非課税者・子育て世帯対象 プレミアム付商品券を販売します

消費税率の引き上げが低所得者・子育て世帯(0〜2歳児)の消費に与える影響を緩和し、地域における消費を喚起・下支えするため、本年10月からプレミアム付商品券を販売する予定です。

■対象になる人

①本年度住民税非課税者(課税基準日平成31年1月1日)

7月下旬に対象者となる可能性のある人に、プレミアム付商品券購入引換券の申請案内を送付します。ただし、住民税課税者と生計同一の配偶者・扶養親族、生活保護被保護者等は対象者とはなりません。
②3歳未満の子が属する世帯の世帯主

平成28年4月2日〜令和元年9月30日までの間に生まれた子がいる世帯に対し、9月下旬以降、プレミアム付商品券購入引換券を送付します。

■購入限度額

対象者①の人 Ⅱ券面額2万5千円(販売額2万円)
対象者②の人 Ⅱ券面額2万5千円(販売額2万円) × 3歳

未満の子の数

■その他

住民税非課税者の人の申請方法、商品券の購入方法、商品券を使用できる店舗等については、来月号以降の広報でお知らせします。

プレミアム付商品券の「特殊詐欺」にご注意ください!

○プレミアム付商品券を販売するために、町や国などが手数料などの振込を求めるとは絶対ではありません。

○町や国などがATM(銀行やコンビニなどの現金自動支払機)の操作をお願いすることは絶対ありません。

○現時点で、町や国などが世帯構成などの個人情報照会することは絶対ありません。

○自宅などに町や国の職員をかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず警察署や町にご連絡ください。

※詳しくは、福祉ほけん課(☎52・7116)へお問い合わせください。

【町税・保険料と納期のお知らせ】

7月の町税・保険料納付は次のとおりです(年金天引きを除く)。

■固定資産税Ⅱ第2期分、■国民健康保険税・介護保険料Ⅱ各第4期分、■後期高齢者医療保険料Ⅱ第1期分

納期限は7月31日(水)です。期限を過ぎますと、延滞金が発生される場合および財産差押え等の滞納処分を受けることがあります。町税・保険料の納付は納期限内に、また督促状が届いた場合はすぐに納付してください。

□座振替をご利用の場合は7月29日(月)に振替しますので、金融機関口座の残高確認をお願いします。

納税には、便利で安全な「口座振替」のご利用をお勧めします。金融機関の通帳・届出印をご持参のうえ、税務課または町内金融機関窓口で手続きをしてください。

※詳しくは、税務課(☎52・7143)へお問い合わせください。

【夜間・日曜納税窓口のご案内】

税務課では、平日の役場開庁時間内にお仕事の都合などで町税・保険料の納付・相談が困難な皆さんのために、次のとおり平日の夜間と日曜日に窓口を開設します。

◎平日夜間納付・相談窓口

■日時 7月23日(火) 午後5時15分〜8時

※別日に夜間の納付・相談を希望される場合は、税務課へご連絡ください。

■場所・内容 税務課、町税・保険料の納付・相談

◎日曜納税窓口

■日時 7月7日・28日(各日曜日)、各日とも午前8時30分〜正午・午後1時〜5時15分

■場所・内容 会計課、町税・保険料の納付

※詳しくは、税務課(☎52・7143)へお問い合わせください。



まごころの住まいづくり

たなか建築

TEL: (0596) 52-5312

多気郡明和町斎宮 1497-45

三重県知事許可(般)29-7363



新築からリフォームまで建築ことなら何でもお問い合わせ下さい! たなか建築 検索

毎年8月第1日曜日に、チャリティーバザー『わくわく元気まつり』を開催しています。今年8月4日(日)開催です!!



まつり木工教室作品

(有料広告)

被保険者証の更新、保険料軽減・減免など

後期高齢者医療制度のお知らせ

後期高齢者医療制度は、75歳以上の皆さん（65歳以上で一定の障がいがあり、制度に加入する人を含みます）を被保険者とする医療保険制度です。

被保険者証の更新・保険料の算定などについて、その主な内容をお知らせします。

被保険者証の更新

8月1日(木)から
被保険者証が変わります

8月1日(木)から「被保険者証」が変わります。

7月中旬に、後期高齢者医療広域連合から被保険者の皆さんあてに「新しい被保険者証(ピンク色)」を簡易書留郵便で送付します。現在ご使用いただいている被保険者証(若草色)の有効期限は、7月31日(水)までとなりますので、8月以降は、必ず「新しい被保険者証(ピンク色)」をご使用ください。

※8月以降、現在ご使用いただいている被保険者証(若草色)は、明和町福祉ほけん課へ返却いただくか、各自で破棄してください。

「限度額適用認定証等」について

入院するときや高額な外来診療を受けるとき、限度額適用認定証(住民税非課税世帯の人は限度額適用・標準負担額減額認定証)を医療機関などの窓口提示することで、医療費が自己負担限度額までとなります。また、住民税非課税世帯の人は、入院時の食事代も減額されます。

「限度額適用認定証」及び「限度額適用・標準負担額減額認定証」は、明和町福祉ほけん課へ申請することにより交付されます。詳しくは、7月発送の被保険者証に同封される後期高齢者医療制度のご案内をご確認ください。

<保険料均等割額の軽減>

世帯の所得状況に応じて下記の通り均等割額は軽減されます。

本則7割軽減の対象の方は、これまで更に上乗せして軽減(8.5割、9割)されてきましたが、31年度から、段階的に見直しを行っています。

対象者の所得要件 世帯主及び世帯の被保険者全員の 軽減判定所得の合計額	均等割の軽減割合			
	本則	31年度	2年度	3年度
[平成30年度における8.5割軽減の区分] 33万円以下	7割	8.5割	7.75割	7割
[平成30年度における9割軽減の区分] うち、世帯の被保険者全員の 各種所得なし		8割	7割	
33万円+28万円×(被保険者数)以下	5割	5割		
33万円+51万円×(被保険者数)以下	2割	2割		

※9割軽減の対象であった方については、年金生活者支援給付金の支給や介護保険料の軽減強化といった支援策の対象となります。(ただし、課税者が同居している場合は対象となりません。また、年金生活者支援給付金の支給額は納付実績等に応じて異なります。)

8.5割軽減の対象の方については、年金生活者支援給付金の支給の対象とならないこと等を踏まえ、激変緩和の観点から、1年間に限り実質上8.5割軽減を据え置くこととします。

31年度保険料額について

7月中旬に通知します

後期高齢者医療制度では、被保険者の皆さん一人ひとりに対して保険料を算定し、原則として、7月中旬に明和町役場税務課から保険料額と納付方法の通知を送付します。

保険料額は、被保険者全員が定額を負担する「均等割額」と、個々の所得に応じた額を負担する「所得割額」の合計額です。

※8ページ上段カコミ「保険料の算定」を参照ください。

保険料減免など

災害に遭われた場合や生活困窮によって、保険料の納付が著しく困難な人(概ね生活保障基準に準じる程度の場合)は、申請に基づき、保険料の減免や徴収猶予の措置を受けることができる場合があります。

※保険料の減免・徴収猶予の詳しい内容については、明和町税務課へお問い合わせください。

お知らせ

広報めいわ 令和元年(2019年) 7月号

後期高齢者健康診査について

令和元年6月下旬から受診券等を後期高齢者医療広域連合から順次送付します

- 目的 健康管理と生活習慣病の早期発見を目的としています。
- 対象者 令和元年8月31日までに後期高齢者医療被保険者となられる人
- 送付スケジュール
4月末時点の被保険者 → 6月下旬発送
5月～7月中に被保険者となられる人 → 8月下旬発送
8月中に被保険者となられる人 → 9月下旬発送
- 受診期間 令和元年7月から令和元年11月末までの間
- 受診場所 病院・診療所など
- 受診方法 受診券等をご覧ください。
- 自己負担額 住民税課税世帯の人 500円
住民税非課税世帯の人 200円

後期高齢者医療費通知について

医療費通知を後期高齢者医療広域連合から送付します

- 目的 実際にかかった医療費の総額(10割)をお知らせし、ご自身で内容を確認していただくことにより、医療と健康に対する意識の向上と、今後の健康管理にお役立ていただくことを目的としています。また、支払った医療費の額を載せますので、確定申告にも使用できます。

【後期高齢者医療制度問い合わせ先】

- 制度全般について
三重県後期高齢者医療広域連合事業課
(①被保険者証・保険料=☎059・221・6883、
②健康診査・医療費通知=☎059・221・6884)
- 資格・給付について
明和町福祉ほけん課 (☎52・7116)
- 保険料賦課について
明和町税務課課税係 (☎52・7113)
- 保険料収納について
明和町税務課収税管理係 (☎52・7143)



保険料の徴収

保険料の徴収方法は、原則として「特別徴収(年金からの天引き)」となります。

ただし、年金の受給額が年額18万円未満の人や、介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた1回あたりの天引き額が、年金の1回あたりの支給額の2分の1を超える場合は、納付書や口座振替などで納付していただく「普通徴収」となります。

※特別徴収(年金からの天引き)において、複数の年金を受給している場合は、受給額の多少に関わらず国民年金・厚生年金・共済年金の順番で、

優先順位の高い1種類の年金から保険料を徴収します。

■特別徴収 保険料額決定通知書と10月以降の年金天引き額(年金支給月ごと)を通知します。

※徴収月 第1回≒4月、第2回≒6月、第3回≒8月、第4回≒10月、第5回≒12月、第6回≒2月

※算定方法 10月・12月・2月の年金天引き予定額≒年税額から4月・6月・8月の年金天引き額を差し引いた額

※新たに被保険者となったときや、他市町へ住所を異動したときは一定期間特別徴収になりません。

■普通徴収 保険料額決定通知書と納付書を送付します。

保険料の納付

保険料の納付方法について、申請に基づき、年金天引きから口座振替へ変更することができません。

ただし、すでに変更の申請をした人や、引き続き年金天引きを希望される場合は申請の必要はありません。

また、申請の時期によって、口座振替への変更時期が異なりますのでご注意ください。

※納期 第1期≒7月、第2期≒8月、第3期≒9月、第4期≒10月、第5期≒11月、第6期≒12月、第7期≒1月、第8期≒2月、第9期≒3月

交通事故相談会の開設(7月・8月)

明和町では、交通事故被害者支援センター派遣員による、交通事故の相談会(過失割合の判例、示談の仕方・進め方、賠償請求と賠償額の算定、その他相談等)を次の通り開催します。皆さん、お気軽にご利用ください。

■日時

7月10日(水) 1部 午後1時～2時・2部 午後2時～3時 ※各1名

【要予約】 申込期限 7月9日(火) 午前11時

※土曜日・祝日・休日を除く。

8月14日(水) 1部 午後1時～2時・2部 午後2時～3時 ※各1名

【要予約】 申込期限 8月13日(火) 午前11時

※土曜日・祝日・休日を除く。

※日時は変更になる場合があります

■場所 明和町保健福祉センター1F和室

※詳しくは、人権生活環境課環境・住民協働係(☎52・7117)へお問い合わせください。



①均等割額 = 42,965 円
 ②所得割額 = 基準所得金額 (平成 30 年中の総所得金額 - 基礎控除額 33 万円) × 所得割率 8.86%
 ① + ② = 年間保険料額 (限度額 62 万円)
 ※保険料算定上の「総所得金額」は、各種収入 (申告分離課税の退職所得と遺族・障害年金を除く) から、給与控除額等の必要経費を差し引いた所得 (社会保険料控除・扶養控除等の各種所得控除適用前) の合計額です。

保
険
料
の
算
定

【後期高齢者医療保険料の軽減措置】

軽減対象となる場合は、軽減措置後の保険料額を通知します。また、保険料算定上の「総所得金額」は、各種収入 (申告分離課税の退職所得と遺族・障害年金を除く) から、給与控除額等の必要経費を差し引いた所得 (社会保険料控除・扶養控除等の各種所得控除適用前) の合計額です。

【均等割額の軽減】

■ 8 割軽減

同一世帯 (平成 31 年 4 月 1 日時点、年度途中資格取得者は資格取得日時点) の被保険者と世帯主の総所得金額の合算額 (以下「合算額」といいます。) が 33 万円以下で、かつ世帯の被保険者全員の収入が年金のみで、その収入がそれぞれ 80 万円以下の場合、均等割額が 8 割軽減 (軽減後の額 = 8,593 円) となります。

■ 8.5 割軽減

合算額が 33 万円以下の場合、均等割額が 8.5 割軽減 (軽減後の額 = 6,444 円) となります。

■ 5 割軽減

合算額が (33 万円 + 被保険者数 × 28 万円) 以下の場合、均等割額が 5 割軽減 (軽減後の額 = 21,482 円) となります。

■ 2 割軽減

合算額が (33 万円 + 被保険者数 × 51 万円) 以下の場合、均等割額が 2 割軽減 (軽減後の額 = 34,372 円) となります。

※均等割額の軽減において、総所得金額は、事業専従者控除・譲渡所得特別控除適用前の金額となります。また、65 歳以上の人の年金所得は、通常の公的年金控除以外に 15 万円を控除し計算します。

■ 被用者保険の被扶養者にかかる軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日に「被用者保険の被扶養者」であった人については、均等割額を 5 割軽減し、かつ所得割は賦課しません。軽減対象となる場合は、軽減措置後の保険料額を通知しますが、「被用者保険の被扶養者」であった人で、軽減措置が行われていない場合は、お手数料をおかけしますが、明和町税務課 (☎ 52・7113) へお知らせください。

※被用者保険とは、協会けんぽ (旧政府管掌健康保険)、企業の健康保険組合による健康保険、船員保険、公務員の共済組合などのことをいいます。ただし、市町国民健康保険と国民健康保険組合は含まれません。



国民年金のお知らせ

「会社などを退職した人など」 国民年金 被保険者 種別変更 手続きが必要です

国民年金制度は、20歳以上60歳未満のすべての人が加入し、老後の老齢基礎年金のほか、一定の受給要件を満たす場合、障害基礎年金や遺族基礎年金が受け取れる制度です。国民年金の加入者は、次の3種類となっています。

- ① 第1号被保険者Ⅱ 自営業者、農林漁業者、会社を離職した人などとその配偶者
- ② 第2号被保険者Ⅱ 厚生年金、共済組合に加入している人（会社員・公務員など）
- ③ 第3号被保険者Ⅱ 第2号被保険者に扶養されている配偶者（年収130万円未満）

大半の人は、会社などに勤めているときは厚生年金保険の適用を受けていますが、会社などを退職した場合は、国民年金の第1号被保険者になります。

国民年金第1号被保険者になった場合は「国民年金被保険者種別変更（第1号被保険

者該当）届」に必要書類を添えて、役場福祉ほけん課または松阪年金事務所（松阪市宮町17-3）で所定の手続きをしてください。

また、配偶者が第3号被保険者であった場合でも、次のいずれかに該当する場合は、第1号被保険者となり、同様の手続きが必要となります。① 第2号被保険者が会社などを離職したときや、65歳になったとき

② 年収が130万円以上になるなど、第2号被保険者の被扶養者に該当しなくなったとき

※これらの手続きの際は、印鑑、個人番号のわかるものまたは年金手帳、退職した日がわかるもの（離職票や辞令など）資格喪失日を証明するものが必要。国民年金の種別変更手続きなどについて、詳しくは福祉ほけん課へお問い合わせください。

【令和元年度保険料月額1万6410円】

保険料の免除や一部納付、猶予制度 申請手続きが必要です。諸要件をご確認ください

令和元年度の国民年金保険料は、月額1万6410円です。

所得が少ないなど、保険料を納付することが経済的に困難な場合、申請手続きによって保険料の免除や一部納付などの制度があります。

【全額免除・一部納付】

本人・世帯主・配偶者の前

の計算に算入されます。なお、一部納付（一部免除）については、納付すべき保険料が未納の場合、一部免除が無効（未納と同じ扱い）となりますので、ご注意ください。

【納付猶予】

50歳未満の人で、本人・配偶者の前年所得が、それぞれ一定額以下の場合、申請手続きによって、保険料の納付が猶予されます。

この猶予された期間は、老齢・障害・遺族基礎年金の受給資格期間に入ります。

なお、将来の老齢基礎年金に算入されませんので、ご注意ください。

【学生納付特例】

学生の人で、本人の前年所得が一定額以下の場合、申請手続きによって、保険料の納付が猶予されます。

この猶予された期間は、老齢・障害・遺族基礎年金の受給資格期間に入ります。

なお、将来の老齢基礎年金に算入されませんので、ご注意ください。

免除などされた 保険料の追納

保険料の全額免除・一部納付、または猶予された期間については、保険料の全額納付に比べ、将来の年金受給額が少なくなります。

このため、これらの期間は、10年以内であれば、あとから保険料を納める「追納」ができます。

なお、この場合、保険料の免除などの承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納するときは、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せられますので、ご注意ください。

※国民年金の保険料免除手続きなどについて、詳しくは福祉ほけん課（☎52・7116）、または松阪年金事務所（☎0598・51・5115）へお問い合わせください。

**令和2年2月から
マイナンバーカードを使って
住民票など各種証明書を
コンビニでも取得できるよう
になります**

明和町では、令和2年2月から住民票、印鑑証明書、戸籍証明書、所得証明書などの各種証明書がコンビニで取得できる「コンビニ交付サービス」を導入する予定です。このサービスを利用するには、マイナンバーカード（顔写真入り）が必要となります。マイナンバーカードは運転免許証などと同様に本人確認のための身分証明書としても利用できるほか、e-Taxをはじめとした各種電子申請にも利用できます。

マイナンバーカードの申請はスマートフォンやパソコン、また郵送からでもできます。郵送にて申請される方については、添付する写真を7月の毎週水曜日午後1時～4時30分に限り、1日先着10名様に、人権生活環境課窓口にて写真撮影（無料）を行い、カード申請のお手伝いをさせていただきます（個人で写真を用意し郵送申請される方は、人権生活環境課に来ていただく必要はありません）。

ぜひ、これを機会にマイナンバーカードを取得しませんか。なお、申し込みから発行までは1か月程かかりますので、早めの申請をお勧めします。

詳しくは、人権生活環境課戸籍住民係（☎52・7114）へお問い合わせください。

介護保険料の軽減強化を行います

令和元年(2019年)10月の消費税増税(10%)に伴い、以前より第1段階で行っていた非課税世帯への介護保険料の軽減を強化することとなりました。

平成31年度分以降の介護保険料について、平成31年(2019年)4月より第1段階をさらに軽減するほか、第2、第3段階に対しても軽減を適用します。具体的な保険料額は以下のとおりです。

非課税世帯への保険料軽減措置（所得段階別保険料抜粋）

所得段階	対象者	基準額(注1)に対する割合	保険料(年額)	現行との差額
第1段階	・生活保護の受給者 ・世帯全員が住民税非課税で本人が老齢福祉年金の受給者 ・本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	(0.5) (注2) 軽減適用後 0.45	(39,846円) 35,861円	—
		0.375 平成31年4月より	29,884円	5,977円
第2段階	本人の課税年金収入額と合計所得金額(注3)の合計が80万円超120万円以下	0.75	59,769円	—
		0.625 平成31年4月より	49,807円	9,962円
第3段階	本人の課税年金収入額と合計所得金額(注3)の合計が120万円超	0.75	59,769円	—
		0.725 平成31年4月より	57,776円	1,993円

(注1) 第5段階を基準額とし、79,692円です。

(注2) 第1段階の基準額に対する割合及び保険料中()内の金額は、既に実施している軽減措置実施前の数字です。

(注3) 合計所得金額とは、年金収入に係る所得額を除いた額です。

※問い合わせ先 福祉ほけん課介護障がい係 (☎52・7116)



軽減税率制度への対応には準備が必要です!

2019年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられるのと同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。軽減税率制度の実施に伴い、消費税の税率は、軽減税率(8%)と標準税率(10%)の複税率となります。

軽減税率(8%)の対象品目は、

- 酒類・外食を除く飲食品
- 週2回以上発行される新聞(定期購読契約に基づくもの)

消費税の軽減税率制度の説明会を開催しています!

【説明会の日程】

開催日:

7月2日(火)、7月25日(木)、8月6日(火)、
8月22日(木)、9月3日(火)、9月19日(木)

開催時間: 午後2時～3時、開催場所: 松阪合同庁舎1階会議室

●上記以外の説明会の開催日時・場所については

[軽減税率説明会](#)

検索

事業者の方は、どなたでも参加できます!

 税務署



介護保険料の納め方について

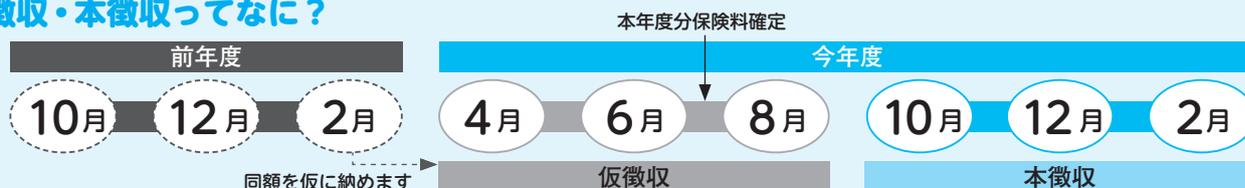
◎**保険料の納め方** 納め方は受給している年金※の額によって2通りに分かります。

※受給している年金とは、老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金をいいます。老齢福祉年金は対象にはなりません。

年金が年額18万円以上の人→年金から【天引き】になります(特別徴収)

- 保険料の年額が、年金の支払い月に年6回に分けて天引きになります。
- 特別徴収の対象者として把握されると、おおむね6カ月後から保険料が天引きになります。

仮徴収・本徴収ってなに？



前年度			本年度					
10月	12月	2月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
第2段階			第2段階					
例→ 10,069円	10,000円	10,000円	10,000円	9,800円	9,800円	6,807円	6,700円	6,700円

(注) ●夫婦で保険料の段階が同じなのに、1期あたりの保険料が違うことについて
 保険料は、前年度の2月の保険料と同じ額を本年度前半で仮徴収します。
 そのため、本年度の保険料段階が同じでも前年度後半の徴収額が違う場合は、本年度も違ってきます。
 夫婦間で1期あたりの保険料額が違う場合でも、段階が同じなら最終的には年間保険料は同じになります。

仮徴収(暫定賦課)

65歳以上の人の介護保険料は、市区町村民税の課税状況が確定する6月以降に決定します。したがって、4月、6月、8月は、確定した保険料での徴収ができないため、暫定保険料での徴収となります。これを仮徴収といいます。通常は、前年度の2月期と同額になります。

本徴収(本算定賦課)

10月、12月、2月は、確定した年間保険料額から仮徴収分を除いた額を3回に分けて徴収します。これを本徴収といいます。

「介護保険料特別徴収開始通知書」が送付されます

年金から天引きになる人には、市区町村から事前に「介護保険料特別徴収開始通知書」が送られますので、金額や天引きされる月日等をご確認ください。

年金が年額18万円未満の人→【納付書】で各自納めます(普通徴収)

- 保険料の年額を納付期限に合わせて納めます。
- 市区町村から納付書が送付されますので、取り扱い金融機関等で納めてください。

忙しい人、なかなか外出ができない人は、**介護保険料の口座振替が便利**です。

手続き

- ①介護保険料の納付書、通帳、印かん(通帳届出印)を用意します。
- ②取り扱い金融機関で「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、申し込みます。
 ※口座振替の開始は、通常、申し込み日の翌月からになります。
 ※口座の残高をご確認ください。残高不足で引き落としできないケースがあります。

❗「特別徴収」の人でも、こんなときは、納付書で納めます

- 年度途中で保険料が増額になった

増額分を納付書で納めます。

- 年度途中で65歳になった
- 年度途中で老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金の受給が始まった
- 年度途中で他の市区町村から転入した
- 保険料が減額になった
- 年金が一時差し止めになった など

原則、特別徴収の対象者として把握される月のおおむね6カ月後から天引きになります。
それまでは、納付書で納めます。

7月は熱中症予防強化月間

熱中症は、正しい知識で適切に

対応すれば未然に防げます

松阪地区広域消防組合消防本部救急課

例年、夏の時期に熱中症症状での救急搬送が増えています。特に昨年5月から9月の間、松阪消防管内(明和町、松阪市、多気町)において熱中症で救急搬送された方は191人と、例年の約3倍の方が搬送されました。

熱中症は予防が大事です。これから本格的な夏の時期を迎え、熱中症にかかる危険性が高まること、また、環境省では、熱中症にかかる人が急増する7月(1日～31日)を「熱中症予防強化月間」と定めており、熱中症に対する予防に努めることが重要とされています。

熱中症の予防や応急手当についてご紹介します。

熱中症とは
熱中症は、高温環境下で、体内の水分や塩分(ナトリウム)などのバランスが崩れ、体温の調節機能が働かなくなることで生じるめまいや立ち

くらみ、頭痛、吐き気などの症状の総称を言います。また、症状が悪化すると、けいれんを起こしたり、意識をなくして、最悪の場合は死に至ることがあります。

熱中症にならないために心がけること

熱中症になるのを防ぐために、次のことを心がけましょう。

- ①部屋の温度をこまめに確認し、室温28℃を目安にエアコンや扇風機を上手に使いましょう。
- ②のどが渇かなくても、こまめに水分補給をしましょう。
- ③外出の際は、身体をしめつけない涼しい服装をし、帽子をかぶるなど、日よけ対策をしましょう。
- ④無理をせず、適度な休憩をしましょう。
- ⑤日頃から栄養バランスがとれた食事と体力づくりをしましょう。

熱中症になった場合の対処方法

熱中症の症状で、特にけいれんや意識をなくすなどの症状を確認した場合は、ためらわずに救急車を呼んで医療機関を受診しましょう。

また、熱中症と思われる症状があった場合、次の項目を行います。

- ①ベルトやネクタイ、下着などの衣類を緩めて風通しを良くしましょう。
- ②露出させた皮膚にぬらしたタオルやハンカチをあてて、うちわや扇風機などであおいで、身体を冷やしましょう。
- ③冷やした水のペットボトル、ビニール袋のかち割り氷、または水のうなどを、首の付け根や脇の下、太ももの付け根の前面、股関節部に当てましょう。
- ④水分は、自分で飲めるようであれば、飲みましょう。

熱中症の応急手当

- ・涼しい場所や日陰のある場所へ移動し、衣服を緩め、横になって安静にする。
- ・エアコンをつける、扇風機・うちわなどで風をあて、体を冷やす。

・首の周り・脇の下・太ももの付け根など、太い血管の部分を冷やす。

持病をお持ちの方やお子さん、かかりつけの医師とあらかじめ相談し、熱中症対策についてアドバイスをもらっておきましょう。

総務省消防庁が提供している全国版救急受診アプリ「Q助(きゅーすけ)」に熱中症に関する項目がありますのでご活用ください。



7月は社会を明るくする運動強調月間・再犯防止啓発月間です

7月は「社会を明るくする運動～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～」強調月間と再犯防止啓発月間です。

「社会を明るくする運動」は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生への理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くための全国的な運動です。

安全・安心な社会のためには、犯罪や非行からの立ち直りに取り組む人々を再び地域に受け入れ、責任ある社会の一員となるよう支え、誰もがやり直すチャンスあふれる社会にすることが重要です。

強化月間中、明和町・多気町・大台町の保護司の皆さんで構成する多気郡保護司会では、各種啓発活動の展開を予定しています。皆さんの温かいご支援、そしてご理解とご協力をお願いします。

お知らせ

広報めいわ 令和元年(2019年) 7月号

三河川の水質

採水日 (平成 31 年 4 月 26 日)

河川名	項目			
	PH	BOD	SS	DO
祓 川(下御糸橋)	7.1	1.3	16.0	8.4
笹笛川(八木戸橋)	7.5	1.2	21.0	7.2
大堀川(大堀川橋)	6.8	2.2	31.0	7.1
参考:B 類型(笹笛川)の環境基準値	6.5 以上 8.5 以下	3.0 以下	25.0 以下	5.0 以上

※ PH (水素イオン濃度=水の酸性、アルカリ性の程度を示し、7前後が標準河川水)、BOD (生物化学的酸素要求量=水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素量で、河川の汚濁を測る代表的な指標)、SS (浮遊物質=水中に浮遊している微細な固型物の量)、DO (溶存酸素量=水中に溶解している酸素量で、汚濁が著しい河川では通常低い値を示し、魚類が生存できなくなる)

※ BOD・SS・DO の単位 = mg / l

最大震度別地震回数

(令和元年 5 月 1 日～ 31 日)

震 度	1	2	3	4	5弱	5強	6弱	6強	7	合計
全 国	78	30	10	4	2	0	0	0	0	124
明和町※	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※役場に設置の計測震度計による。

町内の治安情勢

(平成 31 年 4 月 1 日～ 30 日、概数)

手 口	件数(前月比)	手 口	件数(前月比)
空き巣ねらい	2 (2)	オートバイ盗	0 (0)
忍び込み	0 (0)	自転車盗	0 (0)
部品ねらい	0 (0)	その他 (※1)	8 (1)
車上ねらい	0 (-2)	合 計	10 (1)

(※1)「その他」は、上記以外の刑法犯(凶悪犯、知能犯など)

町内の交通事故発生状況

	4月(概数)	平成31年1月 から4月の累計	前年比 (累計)
人身事故件数	3件	14件	-9件
負傷者数	3人	14人	-14人
死者数	0人	1人	0人

人のうごき

6月の人口

総人口：23,133人
男：11,174人
女：11,959人
世帯数：9,084世帯

5月中の主な増減

出 生： 12人
死 亡： 18人
転入等： 69人
転出等： 58人

みんなで鳥獣被害を防ごう!

野生鳥獣による農作物被害は全国的に広がっており、社会問題となっています。明和町でも、イノシシやアライグマ、カラスなどの被害に加え、先日は明和町では珍しいサルを目撃情報がありました(6月11日時点で、5月16日以降の目撃情報はありません)。

明和町の鳥獣被害対策は、猟友会や自治会、農業者と連携して取り組んでいます。それに加え、町民の皆さん一人ひとりが、それぞれの立場で主体的な取り組みを、辛抱強く連携して進めていくことが重要です。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

●餌付けをしない

野生鳥獣にとって、取り残しの農作物・放置した生ゴミなどは格好のエサ場(餌付け)になるので注意しましょう。

●追い払う

野生鳥獣を見つけたら、初期のうちに追い払うことが最も効果的です。鳥獣にとって、ここが居心地の悪い環境だと思わせることが大切です。ただし、凶暴な鳥獣も多いので、危険を感じる場合や素手での追い払いはやめましょう。

●環境づくり

草むらや雑木林は野生鳥獣のすみかになるので、草刈りや間伐を行い、見通しのよい環境にしましょう。※鳥獣被害にあった場合は、今後の対策に向けての貴重な情報とさせていただくために、役場農水商工課(☎52・7118)までご報告をお願いします。

ふるさとの 主な夏まつり

7月13日(土) 蓑村の虫送り
7月13日(土) 上村の天王祭
7月14日(日) 有爾中の羯鼓踊り
7月19日(金) 大淀東区の祇園祭
7月20日(土) 大淀祇園祭と花火大会
8月16日(金) 志貴の精霊相撲
8月23日(金) 中村の安産祈祷相撲

詳しくは、斎宮跡・文化観光課(☎52・7138)まで

身近な町の法律家

池田司法書士事務所

司法書士/池田 政稔

■相続による名義変更

■土地・建物の名義変更

■相続関係の調査、必要書類の取り寄せ

■専門家である当事務所にお任せください!!

お気軽にご相談ください

☎0596
55-2575

明和町大字大淀甲114-4

(有料広告)

明和町職員採用試験のお知らせ

総務課(☎52・7111)

1次試験の
申込受付期間は
7月1日～31日

明和町では、令和2年度採用予定の明和町職員採用試験を、次のとおり行います。

【職種、採用予定人数】

■事務職員 若干名

■技術(土木)職員 1人

■保健師 1人

■保育士兼幼稚園教諭 若干名

【受験資格】

■事務職員 昭和59年4月2日から平成14年4月1日まで

に生まれた人で、高等学校卒業以上または卒業見込みの人(高等学校卒業程度認定試験合格者を含む)

■技術(土木)職員 昭和59年4月2日から平成14年4月1日まで

に生まれた人で、高等学校卒業以上または卒業見込みの人(高等学校卒業程度認定試験合格者を含む)

■保健師 昭和59年4月2日以降に生まれた人で、保健師資格を有する人または令和2年3月31日までに同資格取得見込みの人

■保育士兼幼稚園教諭 昭和59年4月2日以降に生まれた人で、保育士資格証明書および幼稚園教諭免許を有する人または令和2年3月31日までに両方の資格を取得見込みの人

■各職種共通事項

1. 欠格事項

次のいずれかに該当する人は、受験することができません。

①成年被後見人または被保佐人

②禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの人

③明和町において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

④日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人

2. 日本の国籍を有しない人について

日本の国籍を有しない人も受験できます。ただし、「公権力の行使または公の意志の形成への参画に携わる職務を行うためには日本国籍が必要である(※注)」という公務員の基本原則に沿った任用となります。

※注 公権力の行使に該当する職務例は、各種の許認可、税の賦課・徴収・滞納処分、土地収用、立入調査などを行います。公の意思の形成への参画に携わる職務とは、課長級の職のうち、町行政の企画、立案および決定に参画する職をいいます。

【試験日、場所】

■一次試験(統一試験) 9月22日(日) 三重県立松阪工業高等学校

■二次試験 10月18日(金) 明和町中央公民館

【試験方法】

■一次試験 ①事務職員 ②保健師 ③幼稚園教諭 ④保育士(兼)

■二次試験 ①事務職員 ②保健師 ③幼稚園教諭 ④保育士(兼)

■採用、給与、勤務時間

■給与等 明和町職員の給与に関する条例等の規定に基づき給料、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等の諸手当が支給されます。

■勤務時間等 おおむね平日(月曜日～金曜日、業務により土・日・祝日を含む)の午前8時30分から午後5時15分まで、1日につき7時間45分(休憩時間を除く)です。また、1年につき20日(採用年は15日)の年次有給休暇のほか、特別休暇があります。

■一次試験受験手続等

■受験申込書の請求 受験申込書は、役場総務課で7月1日(月)から交付します(土、祝日を除く。午前8時30分から午後5時15分まで)。

※受験申込書の郵送を希望する場合は、表面に「職員採用試験申込書希望」の文字と「受験職種」を朱書きした封筒に、必ず返信用封筒(角型2号、

門試験(保育士)、適性検査
■二次試験 全職種 作文・面接等

【採用、給与、勤務時間】

■採用予定日 令和2年4月1日

■給与等 明和町職員の給与に関する条例等の規定に基づき給料、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等の諸手当が支給されます。

■勤務時間等 おおむね平日(月曜日～金曜日、業務により土・日・祝日を含む)の午前8時30分から午後5時15分まで、1日につき7時間45分(休憩時間を除く)です。また、1年につき20日(採用年は15日)の年次有給休暇のほか、特別休暇があります。

■一次試験受験手続等

■受験申込書の請求 受験申込書は、役場総務課で7月1日(月)から交付します(土、祝日を除く。午前8時30分から午後5時15分まで)。

※受験申込書の郵送を希望する場合は、表面に「職員採用試験申込書希望」の文字と「受験職種」を朱書きした封筒に、必ず返信用封筒(角型2号、

返信先を明記のうえ140円分の切手を貼付したものと連絡先電話番号を明記したメモを必ず同封し、明和町総務課(〒515-0332 明和町大字馬之上945)へ郵送請求してください。なお、電子メールでの請求はできませんので、ご注意ください。

■申込(受付)期間 7月1日(月)から31日(水)まで(持参の場合は、土・日・祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで。郵送の場合は、受付期間中に必着)

■受験案内書 受験申込書交付の際に併せてお渡しします。

■一次試験合格発表 10月上旬に、合否に関わらず受験者全員に文書で通知します。

■二次試験の案内等

二次試験の案内は、一次試験合格者に送付します。なお、一次試験合格者には、10月15日(火)までに、総務課に次の書類(各1通)を提出していただきますので、準備をお願いいたします。

■事務職員 ①最終学校の卒業または見込証明書、②最終学校の成績証明書

③事務職員 ④最終学校の卒業または見込証明書、⑤最終学校の成績証明書

⑥事務職員 ⑦最終学校の卒業または見込証明書、⑧最終学校の成績証明書

⑨事務職員 ⑩最終学校の卒業または見込証明書、⑪最終学校の成績証明書

⑫事務職員 ⑬最終学校の卒業または見込証明書、⑭最終学校の成績証明書

⑯事務職員 ⑰最終学校の卒業または見込証明書、⑱最終学校の成績証明書

⑳事務職員 ㉑最終学校の卒業または見込証明書、㉒最終学校の成績証明書

㉓事務職員 ㉔最終学校の卒業または見込証明書、㉕最終学校の成績証明書

㉖事務職員 ㉗最終学校の卒業または見込証明書、㉘最終学校の成績証明書

㉙事務職員 ㉚最終学校の卒業または見込証明書、㉛最終学校の成績証明書

㉜事務職員 ㉝最終学校の卒業または見込証明書、㉞最終学校の成績証明書

㉟事務職員 ㊱最終学校の卒業または見込証明書、㊲最終学校の成績証明書

㊳事務職員 ㊴最終学校の卒業または見込証明書、㊵最終学校の成績証明書

㊶事務職員 ㊷最終学校の卒業または見込証明書、㊸最終学校の成績証明書

㊹事務職員 ㊺最終学校の卒業または見込証明書、㊻最終学校の成績証明書

㊼事務職員 ㊽最終学校の卒業または見込証明書、㊾最終学校の成績証明書

㊿事務職員 ㊿最終学校の卒業または見込証明書、㊿最終学校の成績証明書

- 技術(土木)職員 ①最終学校の卒業または見込証明書、②最終学校の成績証明書
 - 保健師 ①最終学校の卒業または見込証明書、②最終学校の成績証明書、③保健師免許証の写しまたは取得見込証明書
 - 保育士兼幼稚園教諭 ①最終学校の卒業または見込証明書、②最終学校の成績証明書、③保育士免許証等の写しまたは取得見込証明書、④幼稚園教諭免許証等の写しまたは取得見込証明書
- ※複数の職種を同時に受験することはできません。
- ※取得見込みを要件として受験した人が、所定の時期までに資格を取得できなかった場合は採用される資格を失います。
- ※詳しくは、総務課(☎52・7111)へお問い合わせください。

令和2年4月1日採用予定 松阪地区広域消防組合職員募集

- 募集職種 消防吏員
 - 受験資格 (年齢要件) 平成3年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた人
 - 募集要項 (受験案内・試験申込書) の入手方法
7月17日(水)から松阪地区広域消防組合ホームページ (<http://www.mie-matsusaka119.jp/recruit/>) に掲載します。また、消防本部総務課、管内の消防署・分署でも配付します。
 - 応募受付期間 7月17日(水)～8月16日(金)
 - 第1次試験 9月22日(日)午前8時～、松阪市立殿町中学校(松阪市殿町1508番地1)
- ※詳しくは、消防本部総務課(☎0598・25・1411)へお問い合わせください。

松阪地区広域消防組合就職説明会の開催について

松阪地区広域消防組合では、消防の仕事に興味のある人を対象に、次のとおり就職説明会を開催します。

- 日時 7月28日(日)午前10時～正午
 - 場所 松阪地区広域消防組合消防本部(松阪市川井町1001番地1)
 - 内容 業務内容の説明、車両・訓練の見学、座談会など
 - 申込方法 7月25日(木)までに消防本部総務課へ電話で申し込み(土日祝日を除く午前8時30分～午後5時15分)
- ※詳しくは、松阪地区広域消防組合ホームページ (<http://www.miematsusaka119.jp/recruit/>) をご確認ください。そのほか、消防本部総務課(☎0598・25・1411)へお問い合わせください。

7月の日曜(窓〇)開庁予定日のお知らせ

7月の日曜(窓〇)開庁予定日は次のとおりです。日曜(窓〇)開庁では、住民票や戸籍など各種証明書の発行をはじめ、各種申請書の受付事務などを行っています。

平日の役場の手続き等が困難な人は、ぜひ、日曜(窓〇)開庁をご利用ください。

■7月の日曜(窓〇)開庁予定日時 7月7日・28日(各日曜日)、各日も午前8時30分～正午・午後1時～5時15分 ※7月14日・21日は開庁しません。

※取扱事務は「窓〇事務」が中心になります。詳細内容は、事前に町ホームページ(URL <http://www.town.meiwa.mie.jp/>) をご覧いただくか、総務課(☎52・7111)へお問い合わせください。

町長出張座談会を開催します

町民の皆さんから多くのご意見をいただき、町政に反映していくため実施してきました「日曜座談会」を「出張座談会」と名称を変更し、地元にお邪魔する形で引き続き実施しています。

毎月2日程度を予定し、あらかじめ申請いただいた地域にお邪魔して皆さんと町政の様々な分野で意見交換を行います。

日程は次のとおり予定しています。(行事等により変更となる場合があります。変更等は町ホームページでお知らせします。)

- 7月の座談会 6日(土) 午前9時～午後9時
21日(日) 午前9時～午後9時
- 8月の座談会 10日(土) 午前9時～午後9時
25日(日) 午前9時～午後9時

■お申し込みは開催日の14日前までに、申請書により防災企画課(☎52・7112)へお申し込みください。

ひと・まち・ふれあい企画

楽しい手作り教室の参加者を募集

【皆さん お気軽に「ご参加を」】

町人権センター

○いばらまんじゅうを作ろう！

農家の野上りまんじゅうとして親しまれて、その家々で作りが微妙に違っていたいばらまんじゅう。ひと工夫した昔ながらのいばらまんじゅうを作ります。

■日時 7月19日(金) ①午前9時30分～正午、②午後の部 午後1時30分～午後4時

分～午後4時
■定員 午前・午後 各12人 (先着順)

■講師 中谷伊久代さん

■参加費 600円

■持ち物 エプロン、三角巾、ふきん、タオル2枚、いばらの葉っぱ20～30枚

■申込期間 7月3日(水)～10日(水) (6日(土)、7日(日)は受付できません。)

○手作りピザを作ろう！

生地をこねるところから、手作りのピザを作ります。ご家庭で簡単に本格的なピザを作ります。わいわいがやがやと、みんなで楽しく作ります。今回はベーコンのピザを2枚作ります。

■日時 7月23日(火) ①午前9時30分～正午、②午後の部 午後1時30分～午後4時

■定員 午前・午後 各10人 (先着順)



写真はイメージです

■申込期間 7月8日(月)～12日(金)

■講師 バイク・ド・キッチン主宰 荒木義晃さん、荒木早百里さん
■参加費 1000円
■持ち物等 エプロン・ふきん・三角巾・パン作りに使うタオル3枚
※ピザを持ち帰る箱はご用意いたします。

○セルフ・リンパ・ケア入門！

血液やリンパの流れをよくして、冷え性、肩こり、疲労感などを解消してみませんか。また、運動が苦手な方や最近運動不足が気になる方は、ぜひご参加ください。

■日時 7月26日(金) 午後1時30分～2時30分

■定員 30人(先着順)

■講師 駒田奈緒子さん

(フィットネスインストラクター)

■参加費 200円

■持ち物 ヨガマットまたはバスタオル・水分補給できるもの

■申込期間 7月16日(火)～19日(金)

※各講座とも、受講資格は町内在住または在勤の20歳以上のひととし、申込期間の午前9時～午後5時に直接、または電話で人権センターへお申し込みください。1回の申し込みにつき、1人分の参加を受け付けます。
※詳しくは、町人権センター(☎55・3052)へお問い合わせください。

ひと・まち・ふれあい企画

人権センター「夕涼み会」のお知らせ

【皆さん お気軽に「ご参加を」】

町人権センター

地域の皆さんの交流を目的として開催する人権センター「夕涼み会」も今年で20回目を迎えます。

今年も、明和町社会福祉協議会にご協力いただき、趣向を凝らして、様々な催し物を計画していますので、皆さんぜひお出かけください。

■日時 8月3日(土) 午後5時30分～8時(ゲームおよび軽食コーナーは午後7時まで、ビンゴゲームは午後7時15分から)

※雨天の場合は4日(日)、4日(日)が雨天の場合は中止します。

■場所 人権センター
■内容 輪投げ・ヨーヨーつり・スーパーボールすくい等のゲーム、フランクフルト・唐揚げ等の軽食コーナー、かき氷、ビンゴゲーム等
※ゲームおよび軽食は数に限りがありますので、無くなりしだい終了します。駐車場は、ささふえ保育所駐車場をご利用ください(駐車場に限りがあります)。なお、飲み物は会場にて販売しておりますのでご利用ください。詳しくは、町人権センター(☎55・3052)へお問い合わせください。

○点字をマスターしよう！

夏休みに点字の体験講座を開催します。点字の基本を学び、自分のプロフィール文や好きな音楽の歌詞などを点訳します。皆さん、お気軽にご参加ください。

■日時 8月8日(木)、8月9日(金) 時間はいずれも午前9時30分～11時30分

■定員 各日10人(先着順)

■対象者 町内在住または在勤の人

■講師 明和町点字サークルの皆さん

■持ち物 筆記用具

■申込期間 7月29日(月)～8月2日(金)

※申込期間の午前9時～午後5時に直接、または電話で人権センターへお申し込みください。2日間の連続講座ですが、いずれか1日の参加でも構いません。詳しくは、町人権センター(☎55・3052)へお問い合わせください。

お知らせ

令和元年(2019年) 7月号
広報めいわ

■ **【1歳半健診】**
 ■ 日 7月9日(火)・8月6日(火)
 ■ 受付時間 午後1時10分～1時30分
 ■ 持ち物 母子健康手帳、健康診査票



幼児健診日程

(対象の人には個別で通知しています)
場所はいずれも保健福祉センターです

■ **【2歳半のきょうしつ】**
 ■ 日 7月5日(金)・8月29日(木)
 ■ 受付時間 午前9時15分まで
 ■ 持ち物 母子健康手帳、発達調査票

■ **【3歳児健診】**
 ■ 日 7月23日(火)・8月20日(火)
 ■ 受付時間 午後1時10分～1時30分

■ **【育児相談】**(乳幼児で月齢は問いません)
 ■ 日 7月11日(木)・8月2日(金)
 ■ 受付時間 午前9時30分～11時、午後1時30分～2時30分
 ■ 持ち物 母子健康手帳
 ■ 申し込み 不要
 ※詳しくは健康あゆみ課(☎52・7115)へお問い合わせください。

■ **持ち物** 母子健康手帳、健康診査票、眼耳アンケート、検尿

水泳スクールの参加者募集

明和町体育協会では、水泳スクールの参加者を次のとおり募集します。

■ **日時** 8月5日・6日・7日・8日(月～木曜日、4日間コース)、午後0時15分～1時15分(水泳時間)
 ■ **場所** 伊勢スイミングスクール(伊勢市岩渕)
 ■ **集合場所・時間** 明和町総合体育館玄関前、午前11時20分
 ■ **日程** 明和町総合体育館

(午前11時30分発) ↓伊勢スイミングスクール(水泳時間午後0時15分～1時15分) ↓明和町総合体育館(午後2時過ぎごろ着)
 ■ **対象者** 町内の小学生
 ■ **募集人数** 40人(定員を超えた場合は抽選)
 ■ **参加費** 3000円
 ■ **保険料** 800円
 ■ **申込方法** 申込用紙に必要事項を記入し、総合体育館受

付窓口またはファクスにて受け付け(参加費等のお支払いは参加決定後となります)
 ■ **申込受付期間** 7月1日(月)～8日(月)
 ※日程・場所等は事情により変更になる場合があります。申込用紙はホームページでもダウンロードできます。詳しくは、明和町体育協会(総合体育館内、☎52・7130)へお問い合わせください。

～虐待などの相談窓口のご案内～

【まずは、お気軽にご相談ください】

【児童虐待相談窓口】

明和町健康あゆみ課 ☎52・7115
 中勢児童相談所 ☎059・231・5666

【DV(ドメスティック・バイオレンス)相談窓口】

明和町健康あゆみ課 ☎52・7115
 配偶者暴力相談支援センター ☎059・213・5600
 警察安全相談電話 ☎059・224・9110
 #9110

松阪警察署 ☎0598・53・0110
 多気度会福祉事務所 ☎27・5304

【障害者虐待相談窓口】

明和町健康あゆみ課 ☎52・7115
 明和町障がい者生活支援センター ☎52・7127

【高齢者虐待相談窓口】

明和町健康あゆみ課 ☎52・7115
 明和町地域包括支援センター ☎52・7127

三重とこわか国体・三重とこわか大会 炬火トーチデザイン募集

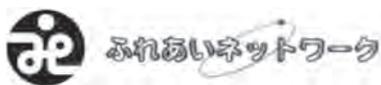
炬火(きよか)はオリンピックの聖火にあたるものです。三重とこわか国体・三重とこわか大会の開・閉会式などのイベントでこの火を運ぶトーチのデザインを募集します。

■ **応募締切** 9月6日(金)

■ **応募資格** 県内に在住・在学・在勤の人

■ **賞および賞金** 最優秀賞(賞金30万円)、優秀賞2点(賞金5万円)、とこまる賞30点(賞金3千円)

※応募方法など、詳しくは国体・大会ホームページをご覧ください。三重県国体・全国障害者スポーツ大会局 競技・式典課(☎059・224・2341)へお問い合わせください。



社協だより

明和町社会福祉協議会 (明和の里内)
三重県多気郡明和町大字馬之上 917-1
TEL 52・7056 FAX 52・7057
http://www.ma.mctv.ne.jp/~mei-skyo/

筋力・脳力あつぷ教室 のご案内(町委託事業)



楽しく体と頭を動かしてみませんか？

- ♪開催日…火曜、木曜、金曜
(いずれかを週1回)
 - ♪時間…午前10時～正午の2時間の教室
 - ♪場所…明和町社会福祉協議会(明和の里)
創作活動室
 - ♪送迎…ご希望の方には送迎いたします
 - ♪料金…無料
 - ♪持ち物…動きやすい服装・タオル・
飲み物・上履き・筆記用具
 - ★見学していただけますのでお気軽に
お問い合わせください。
- 担当：大西・中村・田中・田端 

第1回明和町家族介護教室開催のお知らせ(町委託事業)

昨年ご好評いただきました、株式会社きらめき介護塾の渡辺哲弘先生を今年もお迎えして、今回は介護を受ける人も介護者も共に認知症の進行を予防する方法や、認知症になっても地域とのかかわりを大切にする事で安心して地域で暮らし続けるコツについてお話いただきます。
ぜひご参加ください。

- 日時：7月12日(金) 午後1時30分～3時
- 場所：いつきのみや地域交流センター
- 内容：認知症講演会「認知症と地域とのかかわり」
- 講師：株式会社 きらめき介護塾代表取締役
一般社団法人きらめき認知症トレーナー協会
代表理事 渡辺 哲弘先生



対象者：在宅介護をされている方・介護に関心がある方
(以前受講された方もぜひご参加ください。)

受講料：無料
申込先：明和町社会福祉協議会 7月9日(火)までにお申し込みください。

※詳しくは、社会福祉協議会 (☎ 52・7056) までお問い合わせください。

【明和町立児童センター】 児童センター(上村1419番地)は、「健全な遊びの場」を提供する児童厚生施設です。未就学児から小学生・中学生まで利用できます。(未就学児は必ず保護者同伴)

■開館日時 月曜～土曜の午前9時～午後5時(ただし、日曜・祝日・年末年始は終日休館)

お気軽にご参加を 子どもたち対象 各種行事の参加者を募集

【カプラであそぼう】

みえこどもの城から、カプラの先生をお招きします。カプラとは「たった1種類の板から、イメージしたものを何でも作れる不思議な板」です。たくさんのご参加お待ちしております。

- ◆日時 8月7日(水) 午後2時～3時30分
- ◆対象者 明和町在住の小学生
- ◆定員 30人
- ◆参加費 無料
- ◆持ち物 なし
- ◆申し込み期間 7月22日(月)～8月6日(火)

【夏の星空観察会】

親子で夏の星空を楽しんでいただく星空観察会を開催します。当日は、経験豊富な指導者が、夏の星座案内と天体望遠鏡を使った天体(星雲・星団・土星など)の説明をします。皆さん、夕涼みをしながら、夏の星空観察を楽しんでみませんか。

- ◆日時 8月8日(木) 午後7時30分～9時(天候不良の場合、8月9日(金) 午後7時30分～9時に延期)
- ◆場所 明和町立斎宮幼稚園 駐車場内
- ◆対象者 明和町在住の親子25組(先着順、必ず保護者同伴)
※お子様は必ず保護者の責任の下に見守りをお願いします。
- ◆参加費 無料
- ◆申し込み期間 7月22日(月)～8月7日(水)

※各教室内容のお問い合わせ・参加申し込みは、児童センター (☎ 52・2519) までお願いします。

7月と8月の行政相談・心配ごと相談

■日時と内容 ①7月1日(月) 午前9時30分～正午＝行政相談・心配ごと相談、②7月16日(火) 午後1時30分～4時＝心配ごと相談、③8月5日(月) 午前9時30分～正午＝行政相談・心配ごと相談、④8月19日(月) 午後1時30分～4時＝心配ごと相談

■場所 明和町保健福祉センター

※詳しくは、明和町社会福祉協議会 (☎ 52・7056) へお問い合わせください。

7月と8月の「消費生活相談」窓口の開設

明和町では、消費生活相談員による消費生活相談(消費生活に関する苦情やトラブル等)の窓口を次のとおり開設します。皆さん、お気軽にご利用ください。

■日時 ①7月9日(火)、②8月13日(火) 時間は、各日とも午前10時～正午・午後1時～3時

■場所 役場1階相談室1

※詳しくは、人権生活環境課 環境・住民協働係 (☎ 52・7117) へお問い合わせください。

お知らせ

広報めいわ 令和元年(2019年) 7月号



未就園児と保護者の皆さんご利用ください 【子育て支援センター 行事予定】



子育て支援センターは、保育所や幼稚園に未就園の子どもとその保護者の皆さんにご参加いただき、各種行事などを通じて一緒にお話したり、楽しく遊んだり、また子育てなどの情報交換ができる場で、各種行事を次のとおり行います。皆さん、どうぞお気軽にご参加ください。

いちごくらぶ 月～金(午前9時～午後2時)

◎親子で七夕飾り作りをしよう♪

■日時 7月2日(火) 3日(水) 午前10時～11時

■定員 各10組

※申込必要

◎おそとであそぼう会!

■日時 7月9日(火) 午前10時30分～正午

■場所 大淀ふれあいキャンプ場

※雨天中止(午前9時に雨が降っていたら中止)

※申込不要

◎おはなし会

■日時 7月11日(木) 午前10時30分～11時

※申込不要

◎楽しくバレトン

■日時 7月16日(火) 午前10時～11時

■定員 10組

※申込必要

◎赤ちゃんあーつまれ!

■日時 7月23日(火) 午前10時～11時

■定員 10組

※申込必要

◎子育てアドバイザーとおしゃべり会

■日時 7月30日(火) 午前10時～正午

※申込必要

【いちごくらぶ(明和ゆたか園2階)】

☎080・4155・0291

【URL】<http://www.toyotsujidou.com/meiwa/>

おひさまひろば 不定期(午前9時～正午、午後1時～3時)

◎親子ふれあいヨガ

(ひよこコース・0～1歳児向け)

■日時 7月25日(木) 午後1時30分～

※申込不要

◎おひさまひろばの開館日(8月前半まで)

7月1日(月)、2日(火)、3日(水)、11日(木)、16日(火)、17日(水)、19日(金)、24日(水)、25日(木)、26日(金)、30日(火)、31日(水)、8月2日(金)、5日(月)、7日(水)、8日(木)、9日(金)、16日(金)

【おひさまひろば(保健福祉センター2階)】

☎52・7123(役場こども課)

こあら 月～金(午前9時～正午、午後1時～3時)

◎ママピラティス

■日時 7月17日(水) 午前10時～10時30分

■定員 15組程度

※申込必要

※申込期間 7月1日(月)～12日(金)

【こあら(みょうじょうこども園内)】

☎53・0550

児童センター 月～土(午前9時～午後5時)

◎水あそび

■日時 7月23日(火)、24日(水)、30日(火)、31日(水)、8月6日(火)、7日(水) 午前10時～11時30分

■対象 未就学児

※申込不要

※天候により中止の場合があります。

☎52・2519

★日曜園庭開放日★

■日時 7月7日(日) 午前9時～午後4時

■場所 みどり保育所 ☎52・2706

※保護者同伴でお越しください。

※小学校4年生以上の遊具の使用はご遠慮ください。

※雨天の場合は中止とさせていただきます。

在宅介護を応援!!
「ヨガのゆったり
体ほぐし体操」
【介護者健康教室】

健康あゆみ課では、介護者健康教室を次のとおり開催します。皆さん、ぜひお気軽にご参加ください。

■内容 今回は「ヨガのゆったり体ほぐし体操」と題し、講師から介護者の健康を保つことを目的に、体の疲れを癒し、リラクゼーション効果のある体操を学びます。

■日時 7月8日(月)

①ヨガのゆったり体ほぐし体操 午後1時30分～2時30分、②介護のおしゃべり会 午後2時30分～3時

※おしゃべり会は希望者のみとなります。

■場所 保健福祉センター2階和室

■講師 ヨガスタジオプラナ 藤原由佳里さん

■参加費 無料

■参加申し込み 当日正午までに地域包括支援センター

(☎52・7127)へお申し込みください。

国民健康保険 特定健康診査 (40～74歳)、 後期高齢者 健康診査を受けましょう！ ～実施期間は7月～11月末ですのお早めに受診を!!～

「国民健康保険特定健康診査」と「後期高齢者健康診査」が7月から始まります。対象となる人には、受診券を6月末に送付します。各健康診査の内容等について、詳しくは下表をご覧ください。

健康診査種類	国民健康保険 特定健康診査	後期高齢者 健康診査
対象者	明和町国民健康保険に加入している 40～74歳の人	後期高齢者医療制度に加入している人
実施期間	1 個別健診（医療機関で健診）：7月1日（月）～11月30日（土） 2 集団健診 1回目： 7月12日（金）（定員に達したため予約終了） ※2回目： 8月5日（月）定員：50名 いつきのみや地域 ※3回目： 8月26日（月）定員：50名 交流センターにて 4回目： 9月16日（祝、月）定員：50名 5回目： 9月18日（水）定員：50名 ※6回目： 10月18日（金）定員：50名 多気郡JA本店にて 7回目：10月20日（日）定員：50名 8回目：11月24日（日）定員：午前100名、午後60名 9回目：11月25日（月）定員：午前50名、午後25名 （予備日：令和2年2月1日（土）定員：50名） ※いずれの回も、時間は午前8時～11時、場所は保健福祉センターです。 ※定員になり次第締め切りとなります。予約が4月から開始されています。すでに定員に達した日がありますのでご了承ください。 ※11月24日（日）、25日（月）のみ午後も行います。	
受診券等	明和町から対象者あてに送付します。 ※令和元年9月1日から11月30日までに75歳になれる人は、誕生日前日までに受診してください。	三重県後期高齢者医療広域連合から対象者あてに送付します。 ※令和元年5月1日から8月31日までに75歳になる人は、誕生月によって受診券等の送付時期が異なります。
健診内容	1 基本的な項目（全員が受ける項目） 身体計測（身長・体重・BMI・腹囲）、血液検査（脂質・血糖・肝機能・腎機能・尿酸）、血圧測定、検尿、問診、視触診 2 詳細な項目（一定の基準のもと、医師の判断によって実施） 心電図、貧血、眼底検査	
健診料金	☆無料☆	1 住民税課税世帯＝500円 2 住民税非課税世帯＝200円
健診時の持ち物	特定健診または後期高齢者健診受診券、被保険者証（健康保険証）、質問票（受診券と一緒に送付）、自己負担金（後期高齢者健康診査対象の人のみ） ※個別健診の場合、前年度の健診結果（お持ちの人のみ）	
問い合わせ先	明和町役場 健康あゆみ課 ☎52・7115	明和町役場 福祉ほけん課 ☎52・7116 または 三重県後期高齢者医療広域連合 ☎059・221・6884

※受診時点で、他の健康保険（協会けんぽ、企業の健康保険組合による健康保険、船員保険、公務員の共済組合など）に移られた人は、受診券をお持ちの場合でも国民健康保険・後期高齢者医療の健康診査は受診できません。

※特定健康診査などについて、国民健康保険・後期高齢者医療以外の健康保険に加入されている人やその被扶養者の人は、それぞれの医療保険者にお問い合わせください。

お知らせ

令和元年(2019年) 7月号
広報めいわ

生涯を通じて健康を維持し、食べる楽しみを享受できるよう、壮年期からの歯の喪失を予防することを目的に、歯周病検診を実施しています。

また、今年度は新たに20歳の歯周病検診も実施します。歯周病は20歳代から徐々に進行していきませんが、歯のトラブルが少ないため、歯科医院にかかるとも少ないと言われています。ぜひこの機会に

歯周病検診のお知らせ

歯周病検診を受けましょう！
受診券を持って医療機関に受診をお願いします。

- 対象 20歳の人、または40歳以上の人で、職域等で健康診査を受ける機会のない人
- 実施期間 7月1日(月)～令和2年2月29日(土) (各医療機関の診療日時)
- 申し込み 検診を希望される方は、医療機関へ事前にご予約ください。「歯周病検診票」は役場健康あゆみ課と各実施医療機関にあります。
- 実施機関 松阪地区歯科医

個別医療機関で行う がん検診と肝炎ウイルス検診 ～がん検診等受診券が必要です～

各種がん検診及び肝炎ウイルス検診について

■実施期間 7月1日(月)～令和2年2月29日(土)
(各医療機関の診療日時)

がん検診は、自覚症状のない段階に早期発見されることで、がんが治る可能性が大きく高まること、また早期治療により、身体的・精神的・経済的な治療負担も軽減されることが期待されます。

今年度も医療機関の協力を得て、個別での各種がん検診(胃・肺・大腸・子宮頸部・乳・前立腺)および肝炎ウイルス検診を実施します。詳しくは、全戸配布するチラシをご覧ください。

■検診の受け方 受けたいがん検診を実施している病院を確認し、予約を入れてください。がん検診結果票(問診票)は、健康あゆみ課または医療機関にあります。事前に問診票を郵送希望の人は健康あゆみ課へご連絡ください。がん検診受診券と健康保険証を持って希望の医療機関で受診してください。*検診結果は受診された医療機関へお尋ねください。詳しくは、健康あゆみ課(☎52・7115)へお問い合わせください。

献血啓発イベント のお知らせ



- 日時 7月28日(日)午後1時～
- 場所 松阪ショッピングセンターマーム 1階セントラルコート
- 内容 献血、骨髄バンクドナー登録、式典、松阪高等学校・松阪工業高等学校によるダンス公演、クイズ大会(参加無料、先着80人、参加者全員に景品あり)
- ※詳しくは、松阪保健所衛生指導課(☎0598・50・0529)へお問い合わせください。

師会管内の医療機関

- 歯周病検診の内容 ①問診による生活習慣や自覚症状の確認、②視診察、③CPI検査(歯周組織検査)、④歯科保健指導
- 検診料金 無料
- ※詳しくは、健康あゆみ課(☎52・7115)へお問い合わせください。

●増養殖研究所一般公開

水産研究・教育機構増養殖研究所では、研究所の仕事を皆さんに知っていただくため、次のとおり一般公開を開催します。入場は無料で事前の申し込みは不要です。

南勢庁舎一般公開

- ◎日時 7月27日(土)午前10時～午後3時(雨天決行・荒天時中止)
- ◎場所 増養殖研究所南勢庁舎(南伊勢町中津浜浦422-1)
- ◎駐車場 有り
- ◎内容 研究紹介・展示、タッチプール、ミニ水族館、プランクトン探し、海藻のしおり作り等
- ◎連絡先 国立研究開発法人水産研究・教育機構増養殖研究所 業務推進課(☎0599・66・1830、ホームページ: <http://nria.fra.affrc.go.jp/index.html>)

●宮川医療少年院 募集参観のお知らせ

宮川医療少年院では、次のとおり募集参観を実施します。

- ◎日時 7月28日(日)午前10時～午後2時
- ◎場所 宮川医療少年院内(伊勢市小俣町宮前25)
- ◎実施内容 ①教育訓練風景のパネルおよび木工・陶芸品の展示、②教育プログラムを通じての各体験・講座コーナー
- ※詳しくは、宮川医療少年院庶務課(☎22・4844)へお問い合わせください。

●中央公民館で「原爆展」を開催

明和町では「原爆展」を次のとおり開催します。忘れてはならない原子爆弾がもたらした戦争の悲劇や、戦争が残した悲惨なつめ跡をパネルで展示します。

- ◎期間 8月1日(木)～15日(木)
- ◎場所 明和町中央公民館1階ロビー
- ※期間中の中央公民館の開館日時については、同館(☎52・7132)へお問い合わせください。そのほか、詳しくは総務課(☎52・7111)へお問い合わせください。



●司法書士無料相談会開催のお知らせ

相続、不動産の登記、会社の登記、借金問題、成年後見、裁判手続等について司法書士による無料相談会を開催いたします。お気軽にご相談ください。

◎日時 7月18日(木)

午後6時～8時(最終受付午後7時30分)

◎場所 松阪市日野町788番地 カリヨンプラザ3階
松阪市民活動センター

◎主催 三重県司法書士会 松阪支部 連絡事務局
司法書士 鈴木陽介 ☎0598・23・4638
司法書士 古田顕子 ☎0598・21・1518

●7月 松阪消防 上級救命講習会 あなたにできる応急手当の 講習会を開催

講習
無料

◎日時 7月20日(土) 午前9時～午後5時

◎場所 松阪市川井町1001番地1 松阪地区広域消防組合消防本部3階 消防団会議室

◎講習内容 ①心臓や呼吸が突然止まった人への対応および心肺蘇生法とAEDに関する説明、②心肺蘇生法の実技、③AEDの使用取り扱い実技、④異物除去、⑤傷病者管理法、⑥外傷の手当て要領、⑦搬送法

※応急手当WEB講習を受講された人は1時間短縮されますので、午前10時から開始となります。その際は、必ず受講証明書を印刷、または画面メモ等したものを持参してください。

◎定員 50人(中学生以上対象、定員になり次第締め切り)

◎募集期間 7月8日(月)～18日(木)

◎申込方法 消防本部または最寄りの消防署、分署で申込書に必要事項を記入して提出してください。また、松阪地区広域消防組合のホームページ(<http://www.mie-matsusaka119.jp/>)からも申込ができますのでご利用ください。

◎連絡先 松阪地区広域消防組合消防本部救急課(☎0598・25・1413)

●下肢静脈瘤市民公開講座

◎概要 脚の重さ、だるさ、ほてりや違和感、皮膚炎などの原因となる下肢静脈瘤という病気について説明し、治療の現状などをお伝えします。講演時間の前後の時間に個別相談に応じます。

◎日時 8月4日(日) 午後2時～2時30分

◎場所 松阪フレックスホテル2階 ベルホール

◎定員 100人

◎申し込み 予約が必要です。氏名、住所、電話番号、年齢を次のいずれかの方法で申し込み。

①はがき＝〒108-0075 東京都港区港南1-2-70 品川シーズンテラス22階 コヴィディエンジャパン株式会社エンドヴィーナズ事業部内 市民公開講座事務局あて、②ファクス＝03・6774・4640 下肢静脈瘤セミナー係、③メール＝dl.japanevshimin-seminar@medtronic.com

●夏休み親子リサイクル教室参加者募集

伊勢リサイクルプラザでは、小学生を対象に夏休み親子リサイクル教室を開催します。多数の方の参加をお待ちしています。

◎開催日と内容 7月20日(土)＝ペットボトルでミニ水族館作り、7月21日(日)＝ペットボトルでミニ水族館作り、7月27日(土)＝自由研究のアドバイス「地球からのSOS」・ペーパークラフト(パッカー車)、7月28日(日)＝牛乳パックで布貼り小型椅子作り、EMぼかし作り・ごみ分別のはなし、8月3日(土)＝牛乳パックで小物入れ作り、8月4日(日)＝お手玉作り、8月10日(土)＝牛乳パックでペン立て作り、8月11日(日)＝牛乳パックでペン立て作り、8月17日(土)＝廃油キャンドル・石けん作り、8月18日(日)＝廃油キャンドル・石けん作り、ペットボトルで万華鏡作り、8月24日(土)＝牛乳パックで小物入れ作り、8月25日(日)＝牛乳パックで小物入れ作り、ペットボトルでポーチ作り、8月31日(土)＝牛乳パックでペン立て作り

◎開催時間 各日とも午前10時～正午

◎定員 各教室とも10組(先着順)

◎申込資格 伊勢市、明和町、玉城町、度会町に在住の小学生と保護者(子どものみの参加はできません)

◎参加費 無料

◎持ち物 申し込み時にお知らせします。

◎申込方法 開催日の1カ月前から電話にて受け付け

◎申込・問い合わせ先 伊勢リサイクルプラザ(☎38・2800)

●伊勢リサイクルプラザ開館時間変更のお知らせ

いつも伊勢リサイクルプラザをご利用いただきありがとうございます。

伊勢リサイクルプラザでは、誠に勝手ながら、7月より土・日曜日と祝日の開館時間を、午前9時30分から午後3時30分までとさせていただきます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。また、都合により休館させていただく場合もあります。

詳しくは、伊勢広域環境組合リサイクルプラザ(☎38・2800)へお問い合わせください。

●ハートの日イベントのお知らせ

三重ハートセンターでは「ハートの日」のイベントを次のとおり開催します。講演・コンサート・健康チェックなど、どなたでも参加できる企画です。皆さん、多数ご参加ください。

◎日時 8月10日(土) 午前10時～午後3時

◎場所 三重ハートセンター

◎内容 「心臓に優しい食」をテーマとした鈴鹿医療科学大学の高木久代先生の薬膳についての講演、伊勢市立伊勢総合病院の木下靖朗先生の「歯と健康」の講演、ピアノ&バイオリンコンサート、減塩健康ランチなど

◎参加費 無料

※詳しくは、三重ハートセンター(☎55・8188)へお問い合わせください。

お知らせ

広報めいわ 令和元年
(2019年) 7月号

ふるさと会館からのお知らせ

○ふるさと会館では、子どもを対象とした読み聞かせを次のとおり行います。
たのしいおはなしがいっぱいあるよ。

「おはなし小槌」の皆さんによる読み聞かせ

■内容：絵本「およげないさかな」
「すやすやタヌキがねていたら」
紙芝居「おうさまさぶちゃん」

■日時：7月28日(日)午後2時～

■場所：ふるさと会館1階児童室

「会館スタッフ」による読み聞かせ

■日時：7月25日(木)午前11時～

■場所：ふるさと会館1階児童室

「てんとうむし」による読み聞かせ

お休みです。

○特別展「押し花展」開催中です。

■期間：7月7日(日)まで

○7月ふるさと会館特別企画展と関連行事

■主催：明和町斎宮跡・文化観光課

①特別企画展「発掘、坂本百八塚 ～坂本古墳群の最新発掘情報展～」

■期間：7月13日(土)～8月29日(木)まで

■場所：ふるさと会館特別展示場

②展示説明会

■日時：7月27日(土)午前10時～11時

■場所：ふるさと会館特別展示場

③ワークショップ

■日時：7月27日(土)午後1時30分～

■内容：「ミニチュアの土器を作ってみよう」

■受付：7月9日(火)正午～

■持ち物：ありません

■募集人数：10人ほど

■対象：小学生(低学年は保護者同伴でお願いします)

■参加費：材料費350円

■場所：ふるさと会館2階多目的室

○「小学生の仕事体験」の実施について

ふるさと会館(町立図書館)では、8月20日(火)から小学校6年生を対象とした図書館での「職場体験」を実施します。夏休み前に、各学校に申込用紙を送付しますので、必要事項を記入して申し込んでください。受付は7月23日(火)からです。募集人数は14人～15人の予定です。

○7月の休館日

1日(月)、8日(月)、16日(火)、22日(月)、29日(月)、31日(水/月末整理日)

○7月15日(月/海の日)は祝日開館します。

※詳しくは、ふるさと会館(☎52・7131)へお問い合わせください。

いつきのみや歴史体験館からのお知らせ

☆はたお機織り体験

麻織りと絹織りから選べます。初めての方も楽しく織っていただけます。草木染めで染めた糸を使ってランチョンマット程の作品を作りましょう。



■体験日時：7月28日(日)

①午前10時～正午

②午後1時30分～3時30分

■参加費：麻・絹 各2,000円

■定員：麻：各4人/絹：各2人

☆えらんで楽しい夏休み体験

ハマグリ貝殻に絵を描く「合貝づくり」、巻物に物語を描く「絵巻物づくり」、人形に絵付けをする「王朝人形づくり」の3種類からお好きなものをいくつかも体験していただけます。



■体験日時：8月12日(月・振休)

午前10時～正午/午後1時～4時

(当日受付・最終受付午後3時)

■参加費：合貝づくり500円

絵巻物づくり・王朝人形づくり

各1,000円

☆草木染め体験(藍の生葉染め)

当館の畑で藍を取獲後、ハンカチ、スカーフなどの絹布を染める体験です。

火を使用しないので、お子様でも安心して染めていただけます。



■体験日時：8月24日(土)午前10時～正午

■参加費：600円～3,500円

(染め布によって異なります)

■定員：20名(予約制・先着順)

■申込予約：7月2日(火)午前9時30分～先着順

■持ち物：タオル・帽子・エプロン・長靴(天候による)など

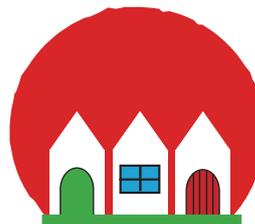
申し込み・その他の体験等の問い合わせは、いつきのみや歴史体験館(☎52・3890)へ。



明和町行政チャンネル番組表〈6月27日☾～8月1日☾〉

※明和町行政チャンネルは「松阪ケーブルテレビ」網で放送しています。放送内容は、原則として毎週木曜日の正午（午後0時）に更新します。また、放送内容・時間等を予告なく変更する場合がありますので、ご了承ください。
詳しくは、防災企画課 ☎52・7112）へお問い合わせください。

放送時間・番組		期 間	明和町情報番組め～ナビ 内容	
6:00	明和町情報番組め～ナビ 00分～ ニュース 10分頃～ トピックス 40分頃～ 文字放送 ※繰り返し放送	6月27日☾～ 7月 4日☾	●ニュース：①明和中学校体育祭 ②老人クラブ連合会ミニ運動会 ほか	
7:00			●トピックス：第37回斎王まつり	
8:00		7月 4日☾～ 7月11日☾	●ニュース：①人権の花運動指定書交付式 ②第2明和ゆたか園竣工式 ほか	
9:00			●トピックス：明和中学校体育祭	
10:00		7月11日☾～ 7月18日☾	●ニュース：①斎宮跡40周年記念講演会 ②大淀ふれあいキャンプ場安全祈願祭 ほか	
11:00			●トピックス：明和の伝統文化財	
12:00		7月18日☾～ 7月25日☾	●ニュース：①菘村虫送り ②上村天王祭 ほか	
13:00			●トピックス：老人クラブ連合会ミニ運動会	
14:00		7月25日☾～ 8月 1日☾	●ニュース：①知事と明和町長の1対1対談 ②大淀祇園祭 ほか	
15:00			●トピックス：視聴者投稿め～Tube	
16:00				
17:00				
18:00				
19:00				
20:00				
21:00				
22:00				
23:00				
0:00				
1:00				



ふるさとを創る ふるさに暮らす

ホームタウン

新築・増改築・外構・土地

☎0596-52-6661
多気郡明和町有爾中212-1

少人数に最適な「お葬式」





セレニーホール明和

☎0120-15-3456
〒515-0313 三重県多気郡明和町明星3808番地

(有料広告)